

広島港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成16年3月

広島港港湾管理者

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| 変更理由 | 1 |
| 1 公共ふ頭計画（変更・追加） | 2 |
| 2 小型船だまり計画（変更） | 4 |
| 3 港湾環境整備施設計画（変更） | 5 |
| 4 土地造成及び土地利用計画（変更） | 6 |

変更理由

- 1 大型旅客船の寄港回数が増大に対応するため、宇品地区において、公共ふ頭計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 2 港湾施設の効率的な利用を図るため、出島地区において、公共ふ頭計画を追加並びに土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 3 海洋性レクリエーション需要が増大に対応するため、廿日市地区において、小型船だまり計画を変更する。
- 4 人々に開放された親水性の高い快適な港湾空間の形成を図るため、宇品地区において、港湾環境整備施設計画及び土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 公共ふ頭計画（変更、追加）

1-1 宇品地区

輸送機械等の外貨貨物を取り扱うとともに、大型旅客船の需要に対応するために、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深11m 岸壁2バース 延長520m（既定計画）

水深10m 岸壁2バース 延長450m（うち1バース既設）

（変更）

ふ頭用地 18ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（うち10ha既設）（変更）

既定計画

水深10m 岸壁2バース 延長355m（うち1バース既設）

ふ頭用地 20ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（うち11ha既設）

1-2 出島地区

砂・砂利、セメント等の内貨貨物を取り扱うため、専用ふ頭を公共ふ頭に転換し、次のとおり計画する。

水深5.5m 岸壁1バース 延長110m（既設）（追加）

ふ頭用地 1ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）（追加）

なお、これに伴い、専用ふ頭計画の出島地区-5.5m岸壁1バース延長110mを廃止する。

2 小型船だまり計画（変更）

海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、小型船だまり計画を変更する。

廿日市地区

廿日市小型船だまり

小型さん橋 20基（うち19基既設）

ふ頭用地 1ha（既設）

なお、これに伴い、廿日市地区昭北新開物揚場（-3.0m）の延長120mを廃止する。

3 港湾環境整備施設計画（変更）

人々に開放された親水性の高い快適な港湾空間の形成を図るため、緑地を次のとおり計画する。

宇品地区

緑地 27ha（うち2ha既設）

〔既定計画
緑地 25ha（うち2ha既設）〕

4 土地造成及び土地利用計画（変更）

港湾施設等の計画に対応し、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

| 用途 地区名 | ふ頭用地 | 港湾関連 用地 | 交流拠点 用地 | 工業用地 | 都市機能 用地 | 交通機能 用地 | 緑地 | レクリエーション 施設用地 | 合計 |
|-----------|-----------|------------|------------|------|------------|------------|----|------------------|------------|
| 宇品地区 | (8) 29 | 15 | | 22 | 17 | 22 | 27 | 3 | (8) 133 |
| 出島地区 | 43 | 7 | 51 | 11 | | 11 | 33 | | 156 |

注1 ()内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

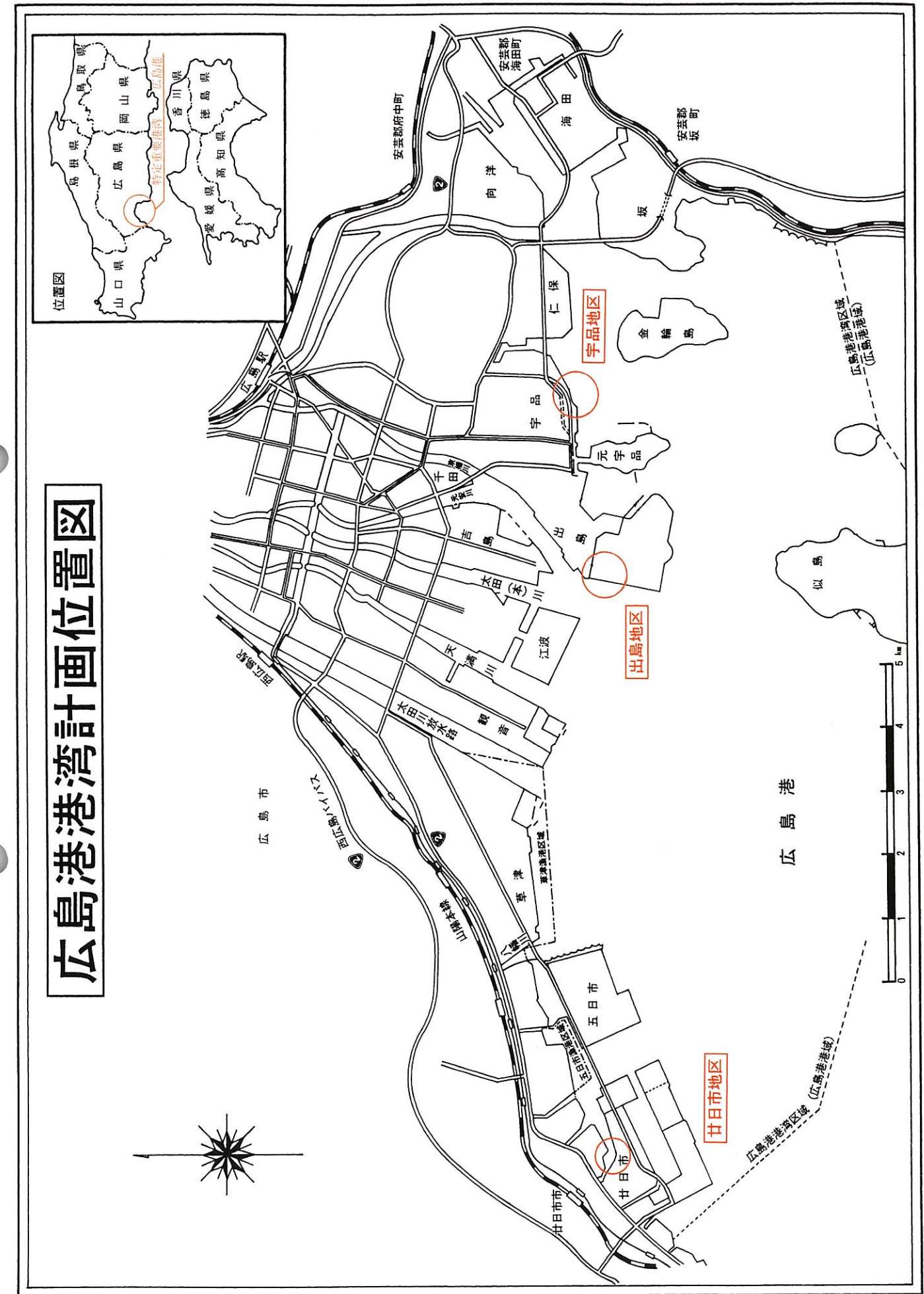
既定計画

(単位：ha)

| 用途 地区名 | ふ頭用地 | 港湾関連 用地 | 交流拠点 用地 | 工業用地 | 都市機能 用地 | 交通機能 用地 | 緑地 | レクリエーション 施設用地 | 合計 |
|-----------|-----------|------------|------------|------|------------|------------|----|------------------|------------|
| 宇品地区 | (8) 30 | 15 | | 22 | 17 | 22 | 25 | 3 | (8) 133 |
| 出島地区 | 43 | 7 | 51 | 11 | | 11 | 33 | | 156 |

注1 ()内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



広島港港湾計画図

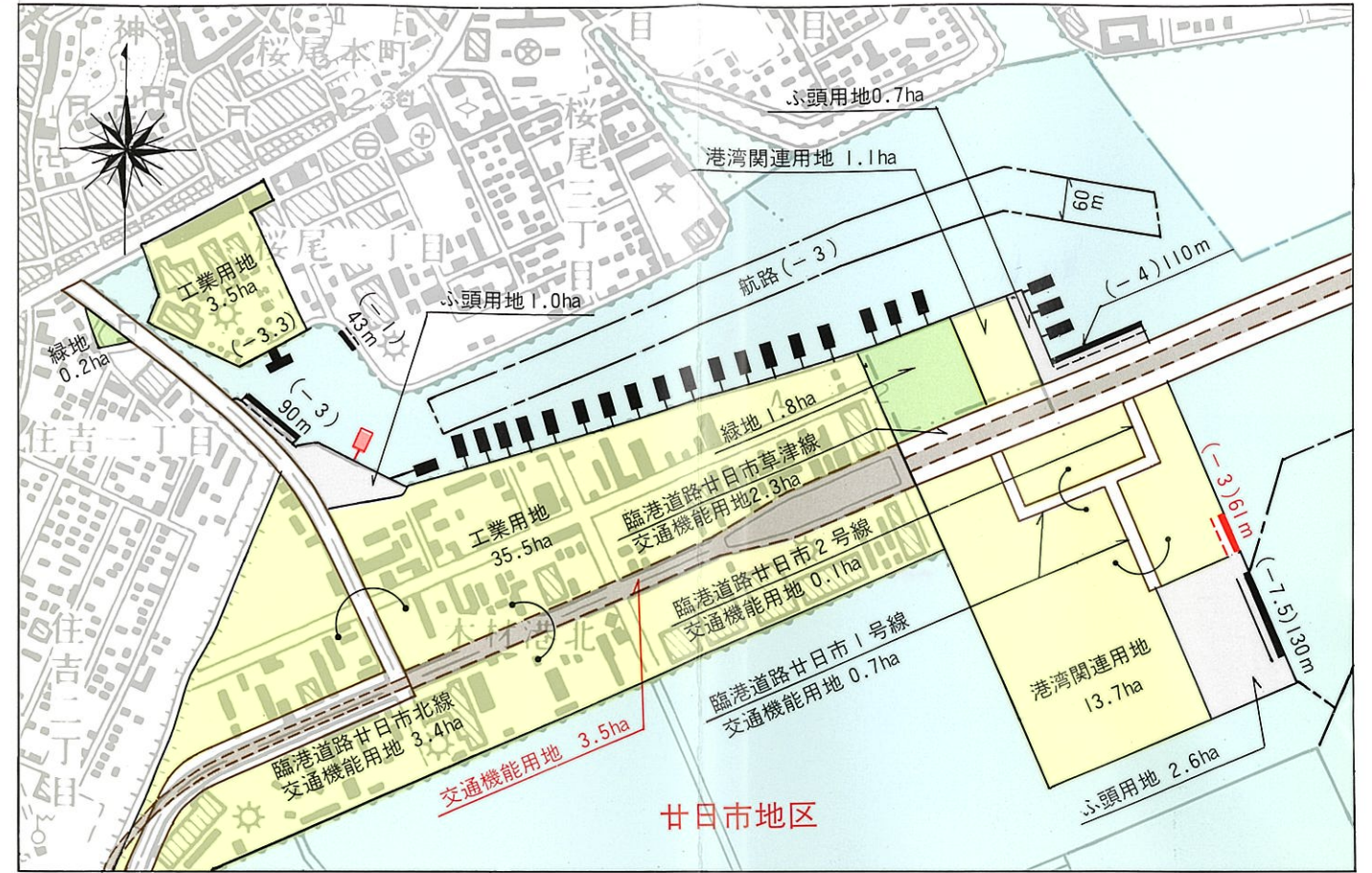
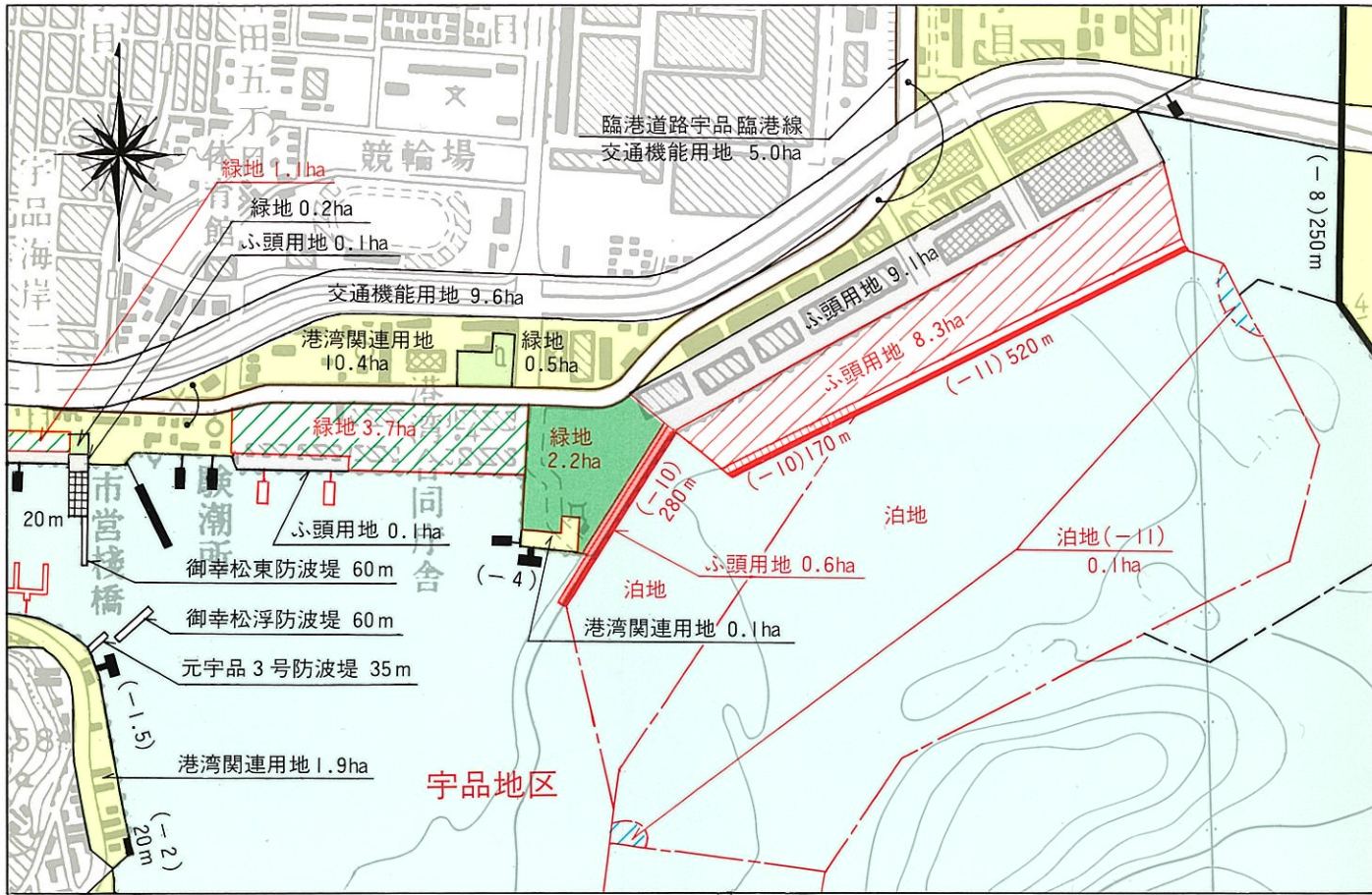
S = 1 : 10,000

(宇品地区・出島地区・廿日市地区)

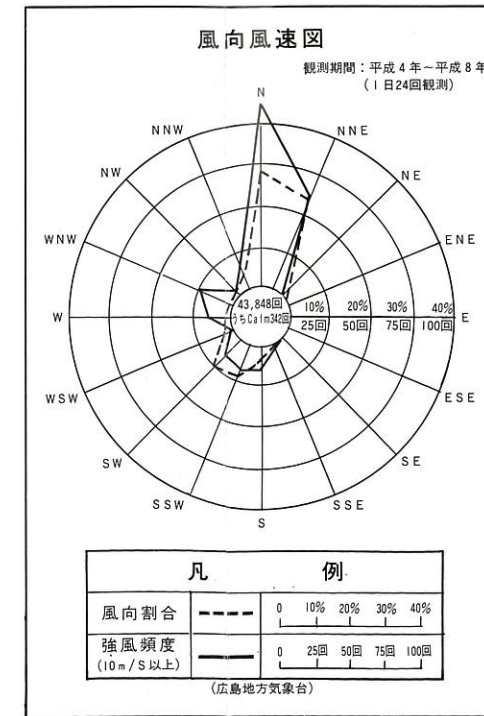
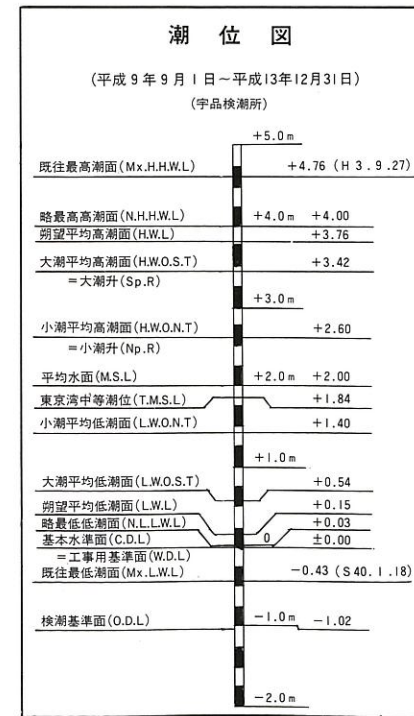
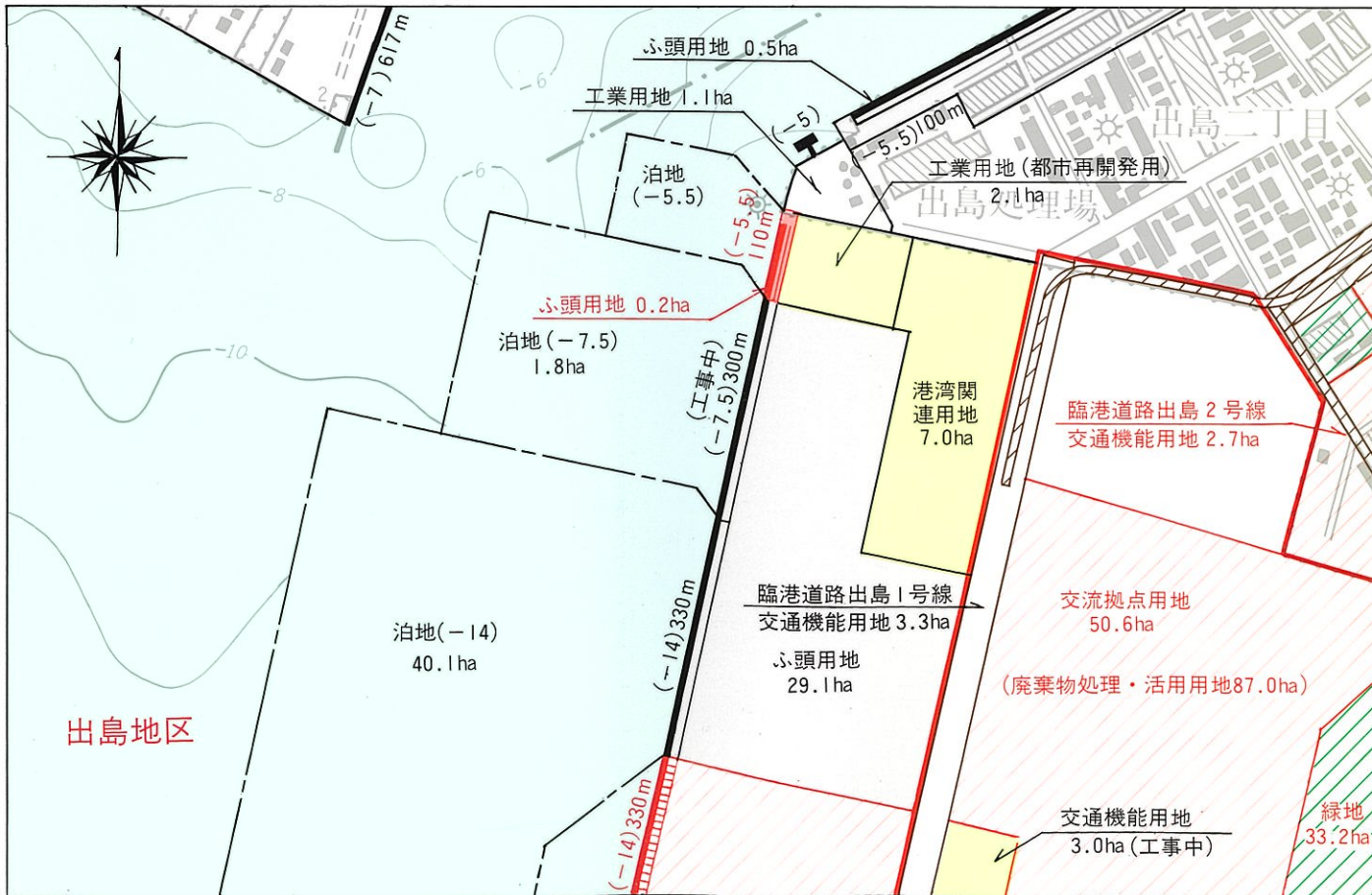
500m

(宇品地区)

(廿日市地区)



(出島地区)



凡例

| | |
|--|-------------------|
| | 航路・泊地 (既設) |
| | 航路・泊地 (既定計画) |
| | 防波堤 (既設) |
| | 防波堤 (既定計画) |
| | 公共岸壁 (既設) |
| | 公共岸壁 (既定計画) |
| | 公共耐震強化岸壁 (既定計画) |
| | 公共物揚場 (既設) |
| | 公共物揚場 (既定計画) |
| | 公共船揚場 (既設) |
| | 専用岸壁及び専用物揚場 (既設) |
| | ドルフィン (既設) |
| | 小型さん橋 (既設) |
| | 小型さん橋 (既定計画) |
| | ふ頭用地 (既設) |
| | ふ頭用地 (既定計画) |
| | 緑地 (既設) |
| | 緑地 (既定計画) |
| | 臨港道路 (既設) |
| | 臨港道路 (既定計画) |
| | その他道路 (既設) |
| | その他道路 (既定計画) |
| | その他用地 (既設) |
| | その他用地 (既定計画) |
| | 廃棄物処理・活用用地 (既設) |
| | 廃棄物処理・活用用地 (既定計画) |
| | 撤去 (既定計画) |

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2.5万分1地形図を複製し1万分の1に拡大したものである。(承認番号 平15 中覆 第32号)